令和３年度第１回大阪府立弥生文化博物館指定管理者評価委員会及び

大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者評価委員会　議事録

日　時：令和３年６月23日（水）　午後３時から４時10分

場　所：オンライン（中継場所：大阪府咲洲庁舎50階　迎賓会議室）

出席者：國下委員長、中久保委員長代理、大里委員、白倉委員

欠席者：久保委員

＜開　会＞

事務局より委員会成立を報告（出席委員4名、規則の定める定足数である委員5名の過半数を満たした）。

＜議　事＞　評価項目及び評価基準にかかる指標の設定について

（１）弥生文化博物館のⅠ及びⅡ

事務局：評価票（案）についての説明及び久保委員意見（下記のとおり）の紹介。

・目標設定については提示されている内容が妥当。

・遠出しにくい状況が続いていることをふまえ、地元を重視した活動や広報については積極的な評価を高くしてもよい（単純に数値を高めるのではなく状況に応じた追加の活動があれば評価すべきと思っており、定性的な評価で問題ない）。

國下委員長：昨年度に引き続き定性的評価を中心とすることを基本方針とする一方、オンラインで実施できる取り組みについては、I-(4)、Ⅱ-(2)において新たに定量的な項目として設定している。

以上の内容について、異議等はあるか。（異議なし）

（２）近つ飛鳥博物館のⅠ及びⅡ

事務局：評価票（案）についての説明。

國下委員長：両館のⅠ-(1)の項目のうち、史跡公園等との一体的な活用について、事業計画の中で具体的にどの部分で述べられているのか。

事務局：弥生文化博物館については、池上曽根史跡公園等との連携として事業計画における「１.展示公開事業」の「(2)特別展・企画展」の春夏季企画展「繁栄の池上曽根遺跡」が取組の柱となる事業。また「５.博物館事業」の「(2)サテライトミュージアム」の和泉市池上曽根弥生情報館及び泉大津市池上曽根弥生学習館における博物館所蔵資料展示、「６.「体験する博物館」事業」の「(2)史跡公園の活用」が該当する部分となっている

近つ飛鳥博物館については、一須賀古墳群との連携となり、事業計画書の「３.府民が参加する博物館事業」の「(6)風土記丘古墳探検ツアー」を小中学生及び保護者を対象として実施することとしている。また「(3)うめまつり」、「(4)さくらまつり」についても、風土記の丘を活用するもの。「4.「博物館 in school」事業」の「(1)校外学習受け入れ・体験学習」でも、ウォークラリーを通して一須賀古墳群を歩いてもらい活用を図る予定。

白倉：昨年度、風土記の丘では利用者数の増加が見られるが、近つ飛鳥博物館Ⅰ-(3)の利用者数の年間目標値を上げる等は考えないか。

事務局：風土記の丘の利用者数の増加は事実であるが、目標値は３ヶ年単位として定めたもの。本年度は昨年度に引き続き定性的な評価を行うべきと考えているところであり、全体的な整合性という観点から、風土記の丘のみ上げるということは適切ではないと考える。

中久保委員：弥生文化博物館ではインスタグラムを頻繁に更新し、近つ飛鳥博物館は、展示開始の１日目で緊急事態宣言のため中止となったが、オンラインで講演会を開催したものと承知。このような将来の来館者増加に向けた取組がなされており評価票に修正提案はない。

先日開催された考古学関係の学会で文化遺産の活用方法についてのセッションがあり、本件と関係する議論があったことを紹介しておきたい。すなわち考古学関連の情報発信でも、SNSの種類によって対象が異なるという報告で、Facebookについてはより専門性が高い人が好む傾向があり、インスタグラムは少し関心がある程度という人が利用する傾向があるとのこと。現在、両館で用いられているSNSサービスは異なっているが、各々どのような来館者につながっているのか、また来館者の関心につながっているのかという点について情報共有をすることで、より戦略的なSNSの運用ができるのではないかと考える。

また昨今、「関係人口」という言葉を使って総務省などが取組を行っているが、研究にかかる関係人口を増やすということは有効であり、当研究室の中にも、弥生文化博物館で学芸員から丁寧な説明を受けて学芸員職に興味を持ったという学生がいる。コロナ禍の中でも、現場の方が対応しているということが、歴史分野を目指す人材を生み出すことにつながっていることは確実と思われる。

國下委員長：いろいろなSNSサービスがある一方で、その利用者が様々であることが近年指摘されていることに注意を払いたい。

大里委員：現状の案で問題ないと考える。

ワクチン接種も増えていく中で、民間企業との連携等も考えながら来年度動いていけるとよい。また、オンラインによる展示室等の混雑状況の見える化なども考えてみてはどうだろうか。

國下委員長：その他、両館のⅠ・Ⅱについて、異議はあるか。（異議なし）

　それでは事務局の原案のとおりとする。

（３）弥生文化博物館及び近つ飛鳥博物館のⅢの説明

事務局：評価票（案）についての説明。

大里委員：案は妥当と考える。

両館の収支計画表における次の点について、補足説明を願いたい。

・弥生文化博物館の入館料見込について、指定管理申請時の計画と金額が異なる。

・弥生文化博物館の人件費について、申請時より約400万円増加している。

・近つ飛鳥博物館の人件費について、申請時より約300万円増加している。

・近つ飛鳥博物館の施設管理費について、申請時より700万円ほど減少しているが、これは実現可能なレベルで引き下げているとみていいか。

指定管理者：人件費の増加については、指定管理申請後に制度化された働き方改革による非常勤職員の諸手当の増加によるもの。

施設管理費については、様々な修繕項目があり、年ごとによって変わるため、概ねベースとして決めている数値を申請時で挙げている。

大里委員：施設管理費の減少については、ESCO事業の関係で減少しているのではないかと考えた次第。また大きな減額であったため、誤りがないかどうかも含めて再確認をしたい。

國下委員長：定期的な点検や清掃等の経費は固定経費であり、大きな変動を要さない項目ではないか。

指定管理者：施設管理費の項目の内訳は、博物館のメンテナンス・修繕が基本となり、ここで予算全体の収支の調整を行っている面もある。

大里委員：数字に間違いがなければこれで結構。

事務局：入館料収入の見込みについては、事務局で確認のうえ後日改めて報告する。

大里委員：今後コロナの影響を受け、休館が発生した場合は、不定期に行う点検をその期間中に済ませるなどして極力休館日を少なくするべく調整を行う方がよい。

國下委員長：Ⅲについても、異義はないか。（全員：異議なし）

　それでは事務局の原案通りとする。

＜閉　会＞